

戸籍・住民基本台帳

戸籍

◆本籍数・本籍人口 (各年度3月31日現在)

区分	本籍数 (戸籍)	本籍人口 (人)
4年度	54,656	126,921
3年度	55,113	128,339
2年度	55,588	129,808

◆戸籍届出件数 (令和4年度)

届出の種類	届出		他市町村から 送付	総数
	本籍人 届出	非本籍 人届出		
出生	467	251	251	969
国籍留保	0	0	10	10
認知	10	1	8	19
養子縁組	66	4	43	113
養子離縁	20	3	9	32
法73条の2	4	0	0	4
婚姻	304	73	667	1,044
離婚	170	7	88	265
法77条の2	85	3	28	116
親権、未成年後見	15	1	1	17
死亡	1,541	289	376	2,206
失踪	0	1	1	2
復氏	2	0	1	3
姻族関係終了	7	1	0	8
入籍	142	7	46	195
分籍	14	1	11	26
国籍取得	1	1	1	3
帰化	3	0	1	4
国籍喪失	1	0	1	2
国籍選択	1	0	1	2
外国国籍喪失	0	0	0	0
氏の変更	13	0	2	15
名の変更	1	0	1	2
転籍	240	1	198	439
職権訂正	106	0	3	109
法24条の2項の訂正	13	0	0	13
法113条の訂正	0	0	0	0
法116条の訂正	1	0	0	1
続柄の記載更正	1	0	0	1
追完	0	0	0	0
その他	0	0	2	2
不受理申出	11	2	5	18
計	3,239	646	1,755	5,640

住民基本台帳

◆人口・世帯数 (各年度3月31日現在)

区分	住民基本台帳人口(人)			世帯数
	男	女	計	
4年度	54,184	58,823	113,007	51,997
3年度	54,905	59,734	114,639	52,016
2年度	55,522	60,540	116,062	51,976

◆住民基本台帳届出件数

年度	4年度	3年度	2年度
転入	3,234	3,094	3,272
転出	3,775	3,568	3,755
転居	3,564	3,898	4,268
出生	668	697	791
死亡	1,764	1,637	1,563
修正他	14,441	14,537	18,284
計	27,446	27,431	31,933

諸証明

◆諸証明取扱件数 (有料分)

種別	4年度	3年度	2年度
閲覧	90	99	103
戸籍・除籍等 (謄抄本)	34,725	33,315	33,278
住民票の写し	50,705	52,889	53,829
印鑑登録証明	29,607	29,944	33,192
印鑑登録証	3,463	3,520	3,833
臨時運行許可	740	972	996
身分証明	1,114	1,392	1,068
戸籍附票の写し	3,606	3,301	3,153
その他	1,534	1,765	1,767
計	125,584	127,197	131,219

◆施設別諸証明等取扱件数（令和4年度・有料分）

種 別	本庁	湊	大戸	北	南	一箕	東	北会津	河東	コビニ	合計
関 覧	90	-	-	-	-	-	-	-	-	-	90
戸籍・除籍等(謄抄本)	24,035	312	185	720	1,342	1,339	1,120	1,651	1,582	2,439	34,725
住民票の写し	25,883	286	199	1,758	3,235	3,582	1,324	1,987	2,205	10,246	50,705
印鑑登録証明	12,469	272	213	1,307	2,175	2,138	1,033	1,491	1,824	6,685	29,607
印鑑登録証	3,014	26	13	-	-	-	-	171	239	-	3,463
臨時運行許可	740	-	-	-	-	-	-	-	-	-	740
身 分 証 明	771	11	3	45	64	83	53	41	43	-	1,114
戸籍附票の写し	2,654	8	5	52	104	84	240	142	128	189	3,606
そ の 他	1,143	6	10	45	72	92	46	67	53	-	1,534
計	70,799	921	628	3,927	6,992	7,318	3,816	5,550	6,074	19,559	125,584

住居表示整備

町の境界が複雑に入り組んでいたり、地番が順序よく並んでいないなど、土地の地番を住所とする表示方法の弊害を解消するため、昭和40年から実施している。

◆住居表示実施の経過

区 分	新 町 数	旧 字 数	実 施 日	面積 (km ²)
第1次	15	43	昭和40年 2月 1日	2.360
第2次	11	50	40年11月20日	1.890
第3次	15	80	41年 9月 1日	1.780
第4次	9	41	42年 8月10日	1.330
第5次	3 (6)	27	57年 2月28日	0.315
第6次	4	6	59年 2月27日	0.423
第7次	5	6	59年11月26日	0.281
第8次	0 (3)	3	60年11月25日	0.180
第9次	3	4	61年11月 4日	0.323
第10次	3	3	62年11月30日	0.360
第11次	1 (2)	7	63年11月21日	0.220
第12次	3	2	平成元年11月13日	0.200
第13次	5	10	2年11月19日	0.434
第14次	4 (5)	12	3年11月18日	0.264
第15次	1 (3)	8	4年11月16日	0.323
第16次	3	12	5年11月15日	0.409
第17次	2	2	6年11月14日	0.098
第18次	2 (4)	2	7年11月13日	0.149
第19次	3	4	8年11月18日	0.380
第20次	2	3	9年11月17日	0.201
第21次	3	3	10年11月 2日	0.239
第22次	2	2	22年 8月23日	0.168
第23次	1	1	25年 8月19日	0.097
第24次	2 (3)	4	28年 8月 8日	0.224
第25次	2 (3)	2	令和 2年10月19日	0.397
合計	104 (118)	337		13.045

※ ()内は、実施済町名を含む数

◆住居表示整備現況（令和5年4月1日現在）

○ 30,986世帯、63,158人

国民健康保険

本市における国保制度の推移

昭和 32 年の会津若松市国民健康保険条例の可決を受け、昭和 33 年 4 月の機構改革により、「保険課」を設置し、全市域を対象として国民健康保険事業を開始した。

事業開始当初は、加入世帯数 13,006 世帯、被保険者数 61,726 人で、収支決算は、収入 68,480,862 円、支出 59,396,741 円であった。

昭和 58 年には、老人保健法が施行。翌、昭和 59 年からは退職者医療制度が創設され、平成 12 年には介護保険法の施行による介護分保険税の賦課が始まり、平成 20 年度からは、後期高齢者医療制度の創設にあわせ、後期高齢者支援金分が新たに賦課要素として加わるなど、社会構造の変化に合わせて国保制度も大きく変わってきている。

平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的役割を担うこととなり、市町村は引き続き資格管理、保険給付、賦課、徴収、保健事業等を担っていくこととなった。

国保加入状況

◆世帯別

区分	総数 (世帯)	国保加入数 (世帯)	国保加入率 (%)
4年度	51,997	15,496	29.80
3年度	52,016	16,028	30.81
2年度	51,976	16,330	31.42

◆人口別

区分	総数 (人)	国保加入数 (人)	国保加入率 (%)	世帯当たり被保険者 (人)
4年度	113,007	23,277	20.60	1.50
3年度	114,639	24,457	21.33	1.53
2年度	116,062	25,286	21.78	1.55

※ 年度末現在

保険給付の状況

◆療養の給付等

区分	受診件数 (件)	1件当たり 費用(円)	1人当たり 費用(円)
4年度	415,861	21,587	385,668
3年度	422,766	21,426	370,367
2年度	415,467	21,130	347,185

※ 事業年報より算出

◆出産・死亡に対する給付 (円)

区分	出産育児一時金	葬祭費
令和 5 年 4 月～	500,000	50,000
平成 30 年 4 月～	420,000	50,000
平成 21 年 10 月～	420,000	30,000

※ 出産育児一時金には、平成 21 年 1 月から産科医療補償制度に加入している分娩機関での出産の場合、加算額（以下、加算額）30,000 円を含むこととなった

※ 平成 21 年 10 月より 420,000 円に改定

※ 平成 27 年 1 月より加算額が 16,000 円に改定

※ 令和 4 年 1 月より加算額が 12,000 円に改定

※ 令和 5 年 4 月より 500,000 円に改定（加算額は変更なし）

※ 葬祭費の支給は平成 4 年 4 月から 1 件につき 30,000 円

平成 30 年 4 月 1 日より 50,000 円に改正

国保税率の推移

◆賦課割合

区 分	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (%)	平等割 (%)	
4年度	医療	48.96	—	30.89	20.15
	支援金	50.30	—	31.20	18.50
	介護	46.94	—	32.46	20.60
3年度	医療	49.42	—	30.76	19.82
	支援金	50.74	—	31.06	18.20
	介護	47.74	—	32.13	20.13
2年度	医療	49.96	—	30.59	19.45
	支援金	51.25	—	30.89	17.86
	介護	48.31	—	31.86	19.83

◆税率

区 分	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (千円)	
4年度	医療	7.2	—	20,600	21,400	650
	支援金	2.6	—	7,200	6,800	200
	介護	2.1	—	8,200	6,000	170
3年度	医療	7.2	—	20,600	21,400	630
	支援金	2.6	—	7,200	6,800	190
	介護	2.1	—	8,200	6,000	170
2年度	医療	7.2	—	20,600	21,400	630
	支援金	2.6	—	7,200	6,800	190
	介護	2.1	—	8,200	6,000	170

税額と保険給付費

◆国保税

区 分	調定額 (千円)	1人当たり (円)	
4年度	医療	1,340,705	53,989
	支援金	464,808	18,717
	介護	154,425	20,306
3年度	医療	1,418,056	55,285
	支援金	493,035	19,222
	介護	167,356	20,888
2年度	医療	1,456,485	56,101
	支援金	505,973	19,489
	介護	176,006	20,973

◆保険給付

区 分	給付費(千円)	1人当たり(円)
4年度	7,712,493	331,335
3年度	7,762,893	317,409
2年度	7,531,434	297,850

◆保険給付費の内訳

区 分	療養給付 (千円)	療養費 (千円)	その他 (千円)
4年度	6,651,988	20,887	1,039,618
3年度	6,701,297	22,945	1,038,651
2年度	6,476,729	21,437	1,033,268

※ 国保税については本算定時点(現年度分のみ)

※ 保険給付費は、一般分と退職分の保険者負担分の合計

※ その他は、高額療養費・移送費・出産育児諸費・葬祭諸費・傷病手当金・審査支払手数料の合計

診療費の状況

区分	種類	件数 (件)	日数 (日)	費用額 (円)	1件当たり 日数(日)	1件当たり 費用額(円)
4年度	入院	5,349	78,434	3,414,880,075	14.66	638,415
	入院外	208,391	280,144	3,038,632,735	1.34	14,581
	歯科	48,526	80,784	619,039,938	1.66	12,757
	計	262,266	439,362	7,072,552,748	1.68	26,967
3年度	入院	5,505	84,015	3,406,508,214	15.26	618,803
	入院外	211,968	282,243	3,134,441,865	1.33	14,787
	歯科	49,305	85,276	631,199,190	1.73	12,802
	計	266,778	451,534	7,172,149,269	1.69	26,884
2年度	入院	5,581	87,281	3,450,555,210	15.64	618,268
	入院外	207,945	279,816	2,867,741,194	1.35	13,791
	歯科	48,037	86,009	619,075,808	1.79	12,887
	計	261,563	453,106	6,937,372,212	1.73	26,523

※ 診療費には、調剤・食事療養・生活療養・訪問看護費は含まない（事業年報より算出）

国民年金・後期高齢者医療

国民年金

◆拠出年金の概要

区分	総数 (人)	現存被保険者数(人)			保険料 免除者数 法免含(人)	受給件数 (人)	年金額 (千円)
		第1号 加入	任意加入	第3号 加入			
令和4年度	15,393	10,859	118	4,416	5,661	36,959	24,345,129
令和3年度	16,048	11,106	115	4,827	5,812	36,932	24,285,483
令和2年度	16,824	11,535	117	5,172	5,878	36,882	24,124,474

◆拠出制年金給付件数

年度	旧国民年金関係						基礎年金関係			
	老齢 年金	5年 年金	通算 老齢 年金	障害 年金	母子 準母子 年金	遺児 年金	寡婦 年金	老齢 基礎 年金	障害 基礎 年金	遺族 基礎 年金
令和4年度	281	14	181	39	0	0	15	35,120	1,020	289
令和3年度	345	14	232	45	0	0	15	35,011	999	271
令和2年度	434	14	294	51	1	0	18	34,796	986	288

◆無拠出制(福祉年金)給付状況

区分	老齢年金		障害基礎年金 (障害福祉)		遺族基礎年金 (母子・準母子福祉)		合計	
	件 数	金額 (円)	件数	金額(円)	件数	金額 (円)	件数	金額(円)
令和4年度	0	0	1,195	1,029,002,450	0	0	1,195	1,029,002,450
令和3年度	0	0	1,171	1,015,490,775	0	0	1,171	1,015,490,775
令和2年度	0	0	1,152	1,002,055,000	0	0	1,152	1,002,055,000

後期高齢者医療

◆被保険者数の状況

区分	年度末現在数(人)	年度末総人口(人)	比率(%)
令和4年度	19,035	113,007	16.8
令和3年度	18,646	114,639	16.3
令和2年度	18,576	116,062	16.0

◆医療費の状況

区分	総費用		1人当たり費用	
	金額(千円)	伸び率(%)	金額(千円)	伸び率(%)
令和4年度	15,618,515	1.1	828	-0.5
令和3年度	15,450,182	0.8	832	2.0
令和2年度	15,329,532	-3.4	816	-3.0

※ 総費用は、保険者負担分と個人負担分の合計

※ 医療費の金額は、福島県後期高齢者医療広域連合作成「後期高齢者医療概況」に基づく

保健予防

医療機関、関係諸団体との連携のもと、健康の保持・増進及び疾病予防、救急医療体制等の整備を図り、市民の健康を支え、守るよう努めている。

母子保健

◆子育て世代包括支援センター事業

健康増進課・こども家庭課・こども保育課の3課でセンターを設置し、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供し、妊娠期から子育て期にわたるきめ細やかな相談支援を行う。

◆妊娠の届出、母子健康手帳の交付

妊娠を届け出た妊婦に対して母子健康手帳を交付する。

◆妊婦健康相談

妊娠中の健康管理ができるよう妊婦健康相談を行う。

◆妊産婦健康診査

妊婦健康診査15回、産後2週間健康診査1回、産後1ヶ月健康診査1回の費用助成を行う。

多胎妊婦の方を対象に、規定の15回を超えた場合、上限5回まで費用助成を行う。

◆新生児聴覚検査

おおよそ生後3日以内の新生児を対象に、新生児聴覚検査受検票により、検査実施医療機関で生まれつきの耳の聞こえについて検査を行う。

◆先天性股関節脱臼等検診

生後3～4か月児を対象に、先天性股関節脱臼等検診票により、随時指定医療機関で診察や股関節のX線撮影などの検診を行う。

◆4か月児健康診査

北会津保健センター、河東保健センターで年30回、栄養のお話、身体測定、小児科診察、栄養・育児相談などを行う。

◆9～10か月児健康診査

9～10か月児健康診査票により、指定医療機関で随時身体測定、小児科診察などを行う。

◆1歳6か月児健康診査

北会津保健センター、河東保健センターで年28回、栄養のお話、身体測定、小児科・歯科診察、栄養・育児・歯科相談などを行う。

◆3歳6か月児健康診査

北会津保健センター、河東保健センターで年28回、身体測定、小児科・歯科診察、尿・視覚・聴覚検査、栄養・育児・歯科相談などを行う。

◆産後ケア事業（宿泊ケア・日帰りケア）

市内に住所を有する産後1年未満の母と子が、指定の医療機関・福島県内の助産所等を利用し、疲労回復や母乳相談、育児サポートを受けることができる。

◆乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

市内に住所を有する、生後4か月を迎えるまでの乳児のいる家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴、相談、情報の提供などを行う。

◆未熟児訪問事業

未熟児で出生した乳児のいる家庭を訪問し、養育上必要な指導や助言を行う。

◆未熟児養育医療の給付

出生時の体重が2,000g以下、または身体の発達が未熟のまま生まれ、入院による養育が必要とする子どもに対して、その治療に必要な医療費の一部を公費で負担する。

◆電話相談・家庭訪問

不安や相談ごとのある方のために、保健師や管理栄養士等が随時相談に応じる。

◆7か月児離乳食教室

北会津保健センター、河東保健センターで月1回ずつ、離乳食のすすめ方と歯の手入れの方法の話、身体測定、個別相談などを行う。

◆わんぱく相談

主に健康診査を受診し、発育発達に心配がある方を対象に月3回小児科医師、栄養士、公認心理師、言語聴覚士、保健師等が相談に応じる。

◆5歳児発達相談事業

5歳児を対象に誕生月の前後1か月頃に発達相談質問票を送付し、回収後、内容に応じて保健師が支援し、必要時、わんぱく相談を勧奨する。

◆子どものむし歯対策事業（フッ化物洗口事業）

4～5歳児及び小学生を対象に、在籍する認可保育所、認定こども園、幼稚園、小学校等施設の実施希望により、フッ化物洗口（フッ化物溶液によるぶくぶくうがい）を行う。

成人・高齢者保健

◆健康教育

健康づくりに対する意識の高揚及び知識の普及を目的とした教室を開催し、生活習慣の改善を支援する。

◆健康相談

個人の心身の健康に関する相談に応じる。

◆健康診査

●特定健康診査及び健康診査

40歳から74歳の国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者、40歳以上の医療保険未加入者を対象に、身体計測、尿検査、血圧測定、血液検査（肝機能・脂質・糖の検査）等を行う。

●特定保健指導

特定健康診査受診結果で一定の条件にあてはまる方に対し、生活習慣改善に向けての支援を行う。

●肝炎ウイルス検診

40歳以上で今まで肝炎ウイルス検診を受診したことがない方を対象に、B型及びC型肝炎ウイルス検査を行う。

●胃がん検診

40歳以上を対象に胃透視検査、50歳以上を対象に胃内視鏡検査を選択して行う。（胃内視鏡検査は原則2年に1回の検診）

●子宮頸がん検診

20歳以上の女性を対象に、子宮頸部の検査を行う。（2年に1回の検診）

●乳がん検診

40歳以上の女性を対象に、マンモグラフィ検査を行う。（2年に1回の検診）

●前立腺がん検診

50～74歳の男性を対象に、血液検査（PSA検査）を行う。（2年に1回の検診）

●大腸がん検診

40歳以上を対象に、問診、便潜血検査（2日間法）を行う。

●肺がん検診

40歳以上を対象に胸部レントゲン検査、50歳以上で喫煙指数（1日喫煙本数×喫煙年数）600以上を対象に喀痰検査を行う。

●骨粗しょう症検診

60歳、65歳の女性を対象に、集団検診でQUS法（超音波）による踵骨（かかとの骨）の超音波

測定を行う。

◆訪問指導

健康診査等で健康管理上訪問指導が必要な人に対し、保健師、管理栄養士等が訪問し、健康管理及び療養等について助言指導を行う。

◆食育推進事業

幅広い世代・対象において「行動パターン」や「具体的な食べ方」、「栄養素摂取状況」などに応じた栄養指導と減塩対策を進め、地域特性をふまえた食育推進を図る。

◆食生活改善推進員養成及び育成

地域の健康課題解決に向けて取り組むため、食生活改善推進員を養成し活動を支援する。

<令和4年度>

- ・養成及び育成支援事業研修 11回 延人数 59人
- ・市食生活改善推進協議会員数 84名
- ・活動実績
集会・対話訪問 341回 延人数 2197人

各種検診・相談事業等の状況

◆健康教育

区 分		4年度	3年度	2年度
成人・ 高齢者	回数	10	10	10
	人数	219	174	159
妊婦・ 乳幼児	回数	29	27	5
	人数	500	496	96
合 計	回数	39	37	15
	人数	719	670	255

※ゲートキーパー養成研修の実績を含む。

◆健康相談

区 分		4年度	3年度	2年度
妊産婦（妊娠届時）		628	668	645
成人・ 高齢者	回数	-	-	-
	件数	168	186	165
乳幼児	回数	34	36	56
	件数	183	186	397
合 計	回数	34	36	56
	件数	979	1,040	1,207

◆各種検診受診者数

(単位：人)

区分	4年度	3年度	2年度	
結核検診	6,560	6,526	6,186	
子宮がん検診	3,321	3,462	3,459	
胃がん検診	4,475	4,597	4,538	
乳がん検診	マンモグラフィ	2,263	2,272	2,394
肝炎ウイルス 検診	B型	294	389	346
	C型	293	389	339
肺がん検診	肺野	8,129	8,125	7,757
	肺門	214	231	214
大腸がん検診	7,540	7,548	7,704	
前立腺がん検診	1,008	967	878	
骨粗しょう症検診	637	535	493	
妊産婦健康診査（延）	9,105	9,506	10,021	
新生児聴覚検査	648 (96.7)	670 (96.4)	748 (97.0)	
先天性眼瞼脱臼等検診 （受診率％）	641 (95.0)	675 (92.5)	735 (95.0)	
4か月児健康診査 （受診率％）	664 (98.4)	716 (98.1)	756 (97.7)	
9～10か月健康診査 （受診率％）	645 (94.0)	721 (95.2)	769 (96.2)	
1歳6か月児健康診査 （受診率％）	745 (95.9)	756 (96.4)	762 (98.1)	
3歳6か月児健康診査 （受診率％）	733 (97.3)	841 (97.2)	825 (96.0)	

◆特定健康診査

年度	対象者（人）	受診者（人）	実施率（％）
4	20,929	9,014	43.1
3	18,050	8,197	45.4
2	18,565	8,428	45.4

※法定報告数。令和4年度は暫定数（確定は翌年10月末）

◆特定保健指導（初回面接実施者数）（人）

	4年度	3年度	2年度
積極的支援	125	108	97
動機づけ支援	507	512	552
計	632	620	649

※法定報告数。令和4年度は暫定数（確定は翌年10月末）

◆健康診査

年度	対象	対象者 （人）	受診者 （人）	実施率 （％）
4	後期高齢者	17,654	5,380	30.5
	保険未加入者	1,484	127	8.6
3	後期高齢者	17,453	5,145	29.5
	保険未加入者	1,551	135	8.7
2	後期高齢者	17,746	5,476	30.9
	保険未加入者	1,553	131	8.4

◆訪問指導件数（延べ件数）

区分	4年度	3年度	2年度	
成人	829	874	1,099	
母子	乳幼児	488	510	550
	妊産婦	408	418	428
その他	5	1	8	
合計	1,730	1,803	2,085	

◆乳児家庭全戸訪問事業

年度	対象者（人）	訪問数（件）	実施率（％）
4	668	630	94.3
3	711	644	90.6
2	781	704	90.1

※当該年度内の対象者に対する訪問数。
そのため、次年度に訪問を実施した数も含む。

◆栄養指導及び食育推進事業

区分	4年度	3年度	2年度
栄養指導及び 食育推進事業件数	2,370	2,628	2,152

※一部、健康教育、健康相談、訪問指導件数を含む。

市民医療事業

市民が、いつでもどこでも安心して医療を受けられるか否かは、市民生活にとって極めて重要なことであり、市は夜間急病センターを開設したほか、会津若松医師会と各医療機関の協力のもとに休日当番医制及び救急医療病院群輪番制を実施し、市民医療対策に努めている。

◆会津若松市夜間急病センター

医療機関が休診となる夜間の医療体制を確保するため、医師会会員参加による事業として、1年を通して夜間急病センターを開設している。

- 開設 昭和54年5月23日
- 診療科目 内科、小児科系
- 診療日 年中無休
- 受付時間 午後6時30分～午後10時30分
- 診療時間 午後7時から診療が終了するまで
- 当番医数 内科、小児科系1名
- 従業員数 看護師1～2名、事務員1名
- 診療状況

区 分	4年度	3年度	2年度	
受診者総数(人)	2,070	1,583	1,796	
1日平均受診者数(人)	5.6	4.3	4.9	
性 質 別 内 訳 (人)	市内	1,591	1,172	1,274
	市外	479	411	522
	男	1,080	803	903
	女	990	780	893
	内科系	937	625	607
	小児科系	1,133	958	1,189
	その他	0	0	0
二次病院転送者数(人)	29	42	67	

◆休日当番医制

日曜、祝日の昼間における診療を行うため、昭和48年6月から医師会が実施主体となって医師会会員参加による休日当番医制を当番制で実施している(令和2年4月現在、内科系1医院、外科系1医院)。昭和51年4月より歯科医師会も加わった診療体制となった。

診療時間は、午前9時から午後5時まで(歯科医院は午前10時から午後4時まで)。

◆救急医療病院群輪番制(二次救急医療病院群)

日曜祝日、夜間における初期救急医療の後方支援として、3病院が輪番制により診療にあたっている。

○ 救急医療病院群輪番制病院

会津医療センター、竹田総合病院、会津中央病院

感染症予防事業及び衛生業務

◆予防接種

(単位:件)

区 分	4年度	3年度	2年度
日本脳炎	3,363	2,500	4,303
二種混合	721	764	876
麻しん風しん混合	1,477	1,606	1,621
四種混合	2,653	2,844	3,239
不活化ポリオ	0	0	2
ヒブ	2,592	2,875	3,256
小児用肺炎球菌	2,595	2,877	3,204
水痘	1,321	1,419	1,569
B型肝炎	1,946	2,126	2,358
BCG	650	709	777
子宮頸がん	905	32	7
※ロタ	1,338	1,432	688
高齢者 インフルエンザ	19,967	20,385	23,434
高齢者23価 肺炎球菌	1,284	1,346	1,490

※ロタは令和2年10月1日より定期接種開始

◆感染症予防

感染症発生の予防とまん延防止を図るため、住民への公衆衛生知識の普及・啓発のほか、医療資材等の感染対策品の備蓄等、発生時の対応に備える。

また、保健所の指示により、汚染場所の消毒・防疫及びそ族昆虫駆除を行っている。

◆結核予防

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、一般住民に対して定期の健康診断、予防接種法に基づき、乳児に対してBCG接種を行っている。

◆保健委員会

地域住民が健康でいきいきと暮らしていけるよう、ウォーキングの普及や健診受診勧奨、公衆衛生に関する普及・啓発を重点活動とし、地区における自主的な健康づくり活動を展開している。

保健委員会は、市内16ブロックの地区保健委員会から選出された役員を中心にウォーク大会や地区保健委員の研修など、健康づくりに関する事業を運営している。

◆狂犬病予防事業

犬の飼い主は、生後91日以上の子犬の登録を生後1回と狂犬病予防注射を年1回受けさせなければならないことになっており、登録と予防注射の日程を市政だよりに掲載し、かつ個人宛に通知するなど、100カ所余の会場を設定し実施している。

○予防注射実施状況

区 分	4年度	3年度	2年度
登 録 頭 数	4,323	4,298	4,259
予防注射実施頭数	2,950	3,062	2,987

医療機関

◆市内の医療機関

○病院関係

区 分		4年度	3年度	2年度
総数	病院数	7	7	7
	病床数	2,417	2,417	2,417
療養病床のある病院	病院数	(2)	(2)	(2)
	病床数	(193)	(193)	(193)
一般病床のある病院	病院数	(4)	(4)	(4)
	病床数	(1,678)	(1,678)	(1,678)
精神病床のある病院	病院数	(3)	(3)	(3)
	病床数	(524)	(524)	(524)
結核病床のある病院	病院数	(1)	(1)	(1)
	病床数	(14)	(14)	(14)
感染症病床のある病院	病院数	(1)	(1)	(1)
	病床数	(8)	(8)	(8)

※ () の数値は再掲

○医療関係施設

区 分	4年度	3年度	2年度	
一 般 診療所	診療所数	92	95	93
	病床数	67	86	67
歯科診療所	54	54	55	
助 産 所	1	2	2	
薬 局	77	74	115	

健康意識の高揚

◆食育の推進

食育推進計画を進め、地域の特性をふまえた広報啓発や食環境整備事業、食育ネットワークと協働した食育関連研修や活動を実施している。

区 分	4年度	3年度	2年度
会津若松市食育ネットワーク参加団体数	29	29	29
食環境整備事業参加店舗数※	7	4	15

※令和2年度以降は新型コロナウイルス感染対策の実施が確認された事業者及びそれに準じる販売店を掲載

◆こころの健康づくり支援事業（自殺対策）

知識の普及・啓発活動により、一人ひとりの自殺予防に対する知識や対処方法の理解を促進するとともに、相談窓口の充実により、自殺に結びつくような状況にある人の早期発見・早期対応のための取り組みを進める。

また、職員及び市民を対象にゲートキーパー研修を実施し、人材育成を図る。

◆健康まつり

健康で明るい生活をめざして、市民一人ひとりが日常生活のなかで、積極的に自らの健康づくりに取り組んでいくことができるよう、健康づくりの啓発普及を図り、健康なまちづくりの推進を目的として文化センターで開催する。

主催は、会津若松市健康まつり実行委員会。

自治振興

戦後における地方自治の根幹をなすものは住民自治であるといわれる。しかし、核家族化に象徴されるように、家族構成や社会構造の変化が地域社会に及ぼす影響は大きく、従来とは異なる意味での種々の問題点が指摘される現状となっている。

このような状況を踏まえ、本市では地域コミュニティづくりに重点を置き、町内会組織の活性化はもとより、地域住民の活動の場である集会所やコミュニティセンターなどを拠点とした住民本位の自主的活動を助長するよう努めている。

町内会

◆町内会の数(令和5年4月1日現在)

町内会数	世帯数	1町内会当り平均世帯数
506	47,970	約95世帯

◆区長の事務

- ・市の作成する広報を目的とした印刷物の配布及び内容の周知に関する事項
- ・特に指示する調査に関する事項
- ・その他特に市長が必要と認めた事項

◆町内会交付金

区長の事務を円滑に進め、市民の福祉を増進するため、町内会に交付金を交付する。

【交付金の額】

79世帯以下	基本額 11,600円 + 750円 × 世帯数
80世帯以上	基本額 12,100円 + 750円 × 世帯数

ただし、町北・高野・神指・門田・東山・一箕・大戸・湊・北会津・日橋・八田・堂島地区における交付金の額は下記のとおりである。

59世帯以下	基本額 12,600円 + 750円 × 世帯数
60世帯以上	基本額 13,300円 + 750円 × 世帯数

各種補助金

◆集会所整備事業補助金

【補助対象要件】

- ・地域コミュニティ活動の発展を図るため、地域自治活動や地域住民の相互交流の場として活用し、町内会等が主体的に設置・管理できる集会所の整備であること。

【補助対象事業】

- ・集会所の新築、購入、増改築、修繕及び改修

【補助率】

- ・集会所整備に要する経費のうち、補助対象となる経費の100分の30以内の額

【補助限度額】

- ・320万円

◆防犯灯補助金

【補助対象要件】

- ・町内会が道路、公園などに防犯用として設置し、維持管理するものであること
- ・広告灯、看板灯及び装飾灯を除いた常夜灯であること

【補助率】

- ・設置に要する経費の2分の1以内の額で、1灯につき15,000円を限度とする。(ポール付きで新設する場合30,000円)
- ・電気料に対する補助金は、1灯につき年額1,000円を上限とする。

コミュニティセンター

◆概要

各施設の指定管理者と連携し、適切な維持管理に努めるとともに、コミュニティセンターを拠点とした地域活動や住民相互の交流を活発化させ、地域社会の連帯意識、自治意識の高揚を図ることができるよう取り組む。

◆管理運営

会津若松市コミュニティセンター条例に基づき、非公募での指定管理者の指定を行っており、地元の各種団体選出の役員等で構成される団体が指定管理者となっている。

◆現有施設

【行仁コミュニティセンター】

- ・ 供用開始年月日 昭和 58 年 1 月 4 日
- ・ 敷地面積 1,061.00㎡
- ・ 床面積 584.79㎡
(1 階) 307.54㎡
(2 階) 277.25㎡
- ・ 構造 鉄筋コンクリート造 2 階建
- ・ 事業費 101,052 千円

【日新コミュニティセンター】

- ・ 供用開始年月日 昭和 61 年 5 月 10 日
- ・ 敷地面積 1,168.69㎡
- ・ 床面積 449.16㎡
(1 階) 302.64㎡
(2 階) 146.52㎡
- ・ 構造 鉄筋コンクリート造 2 階建
- ・ 事業費 149,065 千円

【城北コミュニティセンター】

- ・ 供用開始年月日 平成元年 4 月 14 日
- ・ 敷地面積 1,220.00㎡
- ・ 床面積 493.24㎡
(1 階) 352.90㎡
(2 階) 140.34㎡
- ・ 構造 鉄筋コンクリート造 2 階建
- ・ 事業費 163,378 千円

【城西コミュニティセンター】

- ・ 供用開始年月日 平成 2 年 5 月 1 日
- ・ 敷地面積 1,502.61㎡
- ・ 床面積 498.44㎡
(1 階) 320.93㎡
(2 階) 177.51㎡
- ・ 構造 鉄筋コンクリート造 2 階建
- ・ 事業費 128,715 千円

【松長コミュニティセンター】

- ・ 供用開始年月日 平成 7 年 8 月 19 日
- ・ 敷地面積 1,997.19㎡
- ・ 床面積 866.96㎡
(1 階) 594.96㎡
(2 階) 272.00㎡
- ・ 構造 鉄筋コンクリート造 2 階建
- ・ 事業費 373,493 千円

【真宮コミュニティセンター】

- ・ 供用開始年月日 平成 5 年 4 月 1 日
- ・ 敷地面積 1,754.00㎡
- ・ 床面積 547.90㎡
(1 階) 303.46㎡
(2 階) 244.44㎡
- ・ 構造 鉄筋コンクリート造 2 階建
- ・ 事業費 221,756 千円

【鶴城コミュニティセンター】

- ・ 供用開始年月日 平成 20 年 4 月 1 日
- ・ 敷地面積 1,059.22㎡
- ・ 床面積 450.33㎡
- ・ 構造 鉄筋コンクリート造平屋建
- ・ 事業費 119,953 千円

【城南コミュニティセンター】

- ・ 供用開始年月日 平成 21 年 4 月 1 日
- ・ 敷地面積 2,057.0㎡
- ・ 床面積 454.01㎡
- ・ 構造 鉄筋コンクリート造平屋建
- ・ 事業費 269,858 千円

【謹教コミュニティセンター】

- ・ 供用開始年月日 平成 22 年 4 月 1 日
- ・ 敷地面積 1,232.78㎡
- ・ 床面積 612.00㎡
(2 階) 306.00㎡
(3 階) 306.00㎡
- ・ 構造 鉄筋コンクリート造 3 階建
- ・ 事業費 180,930 千円

消費者行政・市民相談

消費者啓発事業

◆市消費生活講座等の実施

健全な消費生活を送るための基礎知識を学習し、消費者の主体性を促進することなどを目的とする。

◆広報の実施

消費者啓発の目的で、悪質商法防止に関するポスターなどを市庁舎、各市民センター等に掲示する。

◆消費生活講座等実績

区分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
参加者数	299人	99人	172人

消費生活相談事業

◆消費生活センター

市民の消費生活に関する苦情、または相談に応じ、消費者の利益の擁護及び増進を図る。

- ・所在 追手町2-41（追手町第二庁舎）
- ・電話番号 39-1228（直通）
- ・相談員 2名
- ・相談日 月～金
午前8時30分～午後5時

◆事業活動の経過

- ・昭和53～56年度 県消費生活相談員（在宅）設置
- ・昭和57年4月 市消費生活相談員（在宅）設置
- ・昭和59年3月 市消費生活相談室開設
- ・平成23年4月 市消費生活センター開設
- ・平成28年4月 市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例制定

◆相談実績

区分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
総件数(件)	898	883	902

市民相談

市民からの行政や民事に関する相談などを実施対象とし、内容に応じて法律相談等の専門相談につなげている。

◆相談受付状況（令和4年度）

- ・一般相談 58件
（空地の適正管理17、虫・動物17、その他24）
 - ・法律相談 126件
（金銭39、不動産13、家事62、その他12）
 - ・登記相談 61件
（相続34、贈与5、境界4、名義変更6、登記方法7、その他5）
 - ・宅地・建物・空家相談 11件
 - ・行政書士相談 11件
 - ・社会保険労務士相談 12件
- ※国の機関の協力で実施している人権相談・行政相談の件数については、非公表としている。

交通安全・消防団

交通安全

◆交通対策協議会

市の交通安全について、関係行政機関及び各種団体と協議し、総合的、効果的な安全対策を推進し、交通事故の防止と交通の円滑化を図るため、市長を会長として協議会を設置している。

◆交通教育専門員制度

昭和42年に交通指導員制度が発足し、学童、園児を交通事故から守るため、登校の際の安全誘導を行ってきた。平成3年より交通教育専門員と名称を改め、各種交通安全教室を開催し、幼児から高齢者まで幅広い交通安全教育活動、地域における交通安全に関する街頭指導及び安全思想の普及を行っている。

- ・交通教育専門員 11名（令和5年4月1日現在）
- ・任 期 3年

◆交通安全母の会連合会

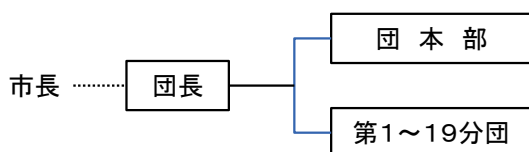
平成元年に、各学校、地域ごとの交通安全団体、母の会が加盟し、全市的な連携を図るため、連合会が組織された。「交通安全は家庭から」を基本に、交通事故防止を広く呼びかけ、交通安全啓発、交通安全教育を推進している。

◆交通事故発生件数（交通白書より）

区分	令和4年	令和3年	令和2年
発生件数	136	167	202
増減率（%）	▲18.6	▲17.3	0
死者数（人）	2	1	1
傷者数（人）	165	186	236

消防団

◆組織



◆団構成及び設備等（令和5年4月1日現在）

	団員数 (人)	自動車 ポンプ (台)	積載車 (台)	小型動 力 ポンプ (台)	防火水 槽 (基)	消火栓 (基)
団本部	16	0				
第1分団	12	1			8	119
＼2＼	10	1			13	95
＼3＼	20	1			4	102
＼4＼	14	1			11	110
＼5＼	14	1			6	40
＼6＼	65	1		6	4	86
＼7＼	90	1	13	14	29	0
＼8＼	50	1	2	5	13	242
＼9＼	64	1	1	9	3	34
＼10＼	81	1		8	19	128
＼11＼	87	1	1	10	4	289
＼12＼	84	2	5	13	13	38
＼13＼	56	1		3	4	62
＼14＼	98	1		12	11	84
＼15＼	95	1		18	3	67
＼16＼	62	1		9	6	39
＼17＼	88	1	1	12	15	136
＼18＼	59	1	2	8	5	34
＼19＼	127	1	2	15	12	71
合計	1192	20	27	142	183	1772

◆団員報酬（令和5年4月1日現在）

職 名	報酬年額（円）／年
団 長	217,000
副 団 長	144,000
総 務 部 長	101,000
総 務 副 部 長	65,000
分 団 長	101,000
副 分 団 長	65,000
分 団 部 長	52,000
分 団 副 部 長	52,000
班 長	44,500
機 関 員	48,500
消 防 員	36,500

福島県市民交通災害共済

この共済は、市民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とし、万一交通事故に遭い入院・通院した場合に見舞金を支給する制度である。

会員の資格は、加入時に会津若松市に居住し、住民基本台帳に登録されている者。

共済期間は、4月1日から翌年3月31日までとし、4月1日以降の加入者は、申し込みの翌日から3月31日まで有効。会費は1人500円。なお、4月1日以降に加入した場合も同額である。

◆年度別加入状況

区分	加入者数 (人)	金額 (円)	加入率 (%)
4年度	26,590	13,295,000	23.3
3年度	28,030	14,015,000	24.3
2年度	29,656	14,828,500	25.1

◆共済見舞金等の支給（24年度から等級変更）

1等級	死亡した場合（弔慰金） 1,000,000円
2～10等級	入院・通院実日数に応じて 300,000円～20,000円
重度障害見舞金	自動車損害賠償保障法施行令 第1級又は第2級の障害 300,000円
自転車の自損事故の場合	交通事故証明がない場合、目撃者証明により、見舞金として10等級の額が支給される

※令和2年度より、入院通院日数4日以上が対象。

◆弔慰金・見舞金の支給状況

○総額

区分	件数（件）	金額（千円）
4年度	63	3,240
3年度	59	2,930
2年度	85	3,800

○弔慰金1等級

区分	件数（件）	金額（千円）
4年度	1	1,000
3年度	1	1,000
2年度	1	1,000

○見舞金2等級～10等級

区分	件数（件）	金額（千円）
4年度	62	2,240
3年度	58	1,930
2年度	84	2,800



万が一にそなえて

環境保全

環境都市推進事業

◆環境基本計画推進事業

本市では、平成9年3月に制定された「会津若松市環境基本条例」の基本理念に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成11年3月に「会津若松市環境基本計画」を策定し、平成26年3月に「会津若松市第2期環境基本計画」を策定した。

今日の環境問題は、従来の公害問題に加え、近隣の騒音や廃棄物の増大など日常生活に起因する都市型及び生活型公害の問題、資源枯渇や砂漠化、温暖化などの地球規模の環境問題など、ますます複雑化の様相を呈している。

こうした状況を踏まえ、「会津若松市第2期環境基本計画」では、自然環境と事業活動、日常生活とが調和した社会を目指すことを目標に掲げ、各種環境施策をより効果的に推進するため、環境に関連する市の諸計画を統合した。この計画を市民・事業者・行政の連携と協働に向けた「懸け橋」として活用し、計画に掲げる「望ましい環境像」の実現を目指していく。（本計画の詳細はP126～128）

◆地球温暖化対策推進事業

地球規模の環境問題である地球温暖化対策を推進するため、令和3年12月に、2050年までのできるだけ早い時期に、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることに、全市一丸となって取り組む決意を表明する「ゼロカーボンシティ会津若松宣言」を行った。

この宣言を踏まえて、市が率先して、本市のゼロカーボンに向けた取組を実践するために令和4年2月に、市自らの温室効果ガス排出量削減に関する計画である「第4期地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）」を策定し、市の全ての施設、全ての事務事業を対象に、令和12年度までに平成25年度比で50%温室効果ガスを削減することを目標に掲げている。「可能な限り電気エネルギーを用いる設備・車に転換する」、「より高効率な設備に転換し、省エネルギー化を図る」、「再生可能エネルギーの最大限の導入をする」の3点を重点的な取組とし、その他、従来からの市独自の環境マネジメントシステムに基づく職員による省資源・省エネルギーの取組等を進める。

一方で、市域全体の温室効果ガス排出量の削減については、平成26年に策定した「会津若松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、学校版環境マネジメントシステム・家庭版環境マネジメントシステム・あいづわかまつエコ事業所事業を

推進している。

◆再生可能エネルギー推進事業

地球温暖化対策実行計画を実現するため、市の率先導入として、市施設へ各種再エネ設備を積極的に設置している。市民向けには、平成22年度より住宅用太陽光発電システム等の設置に対する補助を行っているほか、民間事業者によるバイオマス発電、メガソーラー、風力発電などの各種再生可能エネルギー設備の設置を手続き等の面で支援している。

◆環境活動推進事業

地球温暖化対策や自然環境保全等の啓発のため、地域で長く環境保全活動を続けている事業所や個人を表彰する環境大賞表彰を設け、その活動の輪を広げる取組を進めているほか、平成5年度より、環境フェスティバルを開催しており、より良い生活環境を創出し、豊かな自然環境を次代に継承するとともに、市民の環境保全意識の高揚や環境問題に取り組む市民団体等の交流を図ることを目的として、市民団体等の環境保全活動や企業の環境技術の紹介などを行っている。なお、昨年は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった事業が多かった。

自然環境保全推進事業

猪苗代湖の水質は、近年中性化しており、水質の悪化が見られたことから、流域自治体である、郡山市、猪苗代町とともに「猪苗代湖環境保全推進連絡会」を平成12年度に設立し、水環境保全に努めているほか、県や関係市町村、市民と協力して水質向上に向けた取り組みや意識高揚にも努めている。

また、「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画」の推進のため、猪苗代湖の水環境保全の様々な施策を、庁内各課との連携を強化して取り組むなど、総合的に対策を進めている。

さらに、生物多様性の保全のため、「身近な生き物大図鑑」のホームページへの掲載や自然環境教室の開催等により、身近な自然に触れてもらうことで自然保護の啓発に努めている。

生活環境対策事業

◆公共用水域水質調査

市独自に河川の水質監視、状況把握のため、昭和 48 年度より調査を開始し、毎年継続して実施している。

調査開始当初と比較すると、下水道の普及等により、多くの調査地点で水質が改善され、市街地の河川から姿を消した水辺の生き物が戻りつつある。

水質調査結果に加え、街中でも水辺の生き物が戻ってきていることを市政だより等で公表し、河川の環境保全を啓発している。

○令和 4 年度の河川等の主な調査地点

湯川水系	9 地点
湊川水系	3 地点
猪苗代湖及び流入河川	3 地点

○湯川の水質状況 (BOD75%水質値、単位: mg/l)

調査地点	4 年度	3 年度	2 年度
上流部(雨降滝)	0.8	1.0	0.8
中流部(烏橋)	1.3	1.3	1.5
下流部(阿賀川合流前)	1.9	2.0	1.9

※ BOD=数値が小さいほど水がきれい。

※ 75%水質値=1年間の測定値のうち、低い方から 75%番目の値

◆非飲用地下水調査

有機塩素化合物(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等)による地下水汚染が全国規模で問題化し、昭和 61 年度から市独自で非飲用の地下水井戸を対象に調査を開始した。

調査の結果、2 地点で検出が認められたが、環境基準を超過した地点はなかった。今後も継続して監視を続けていく。

○調査の概要

区 分	4 年度	3 年度	2 年度
調査地点数	9	9	9
検出された地点	2	3	4
環境基準超過地点	0	0	0

◆悪臭調査

市内の悪臭状況を把握するため、悪臭苦情の寄せられた事業所を対象とした調査を、昭和 58 年より開始した。

従来は、測定機器を使った特定悪臭物質の濃度測定のみを行っていたが、平成 12 年度からは、人の嗅

覚を用いた臭気測定法による調査を追加した。

令和 4 年度は、2 事業所の調査を実施している。

◆自動車騒音調査

自動車交通騒音の実態を経年的に把握し、道路周辺の生活環境保全対策を推進するための基礎資料を得るため、昭和 56 年度から交通量の比較的多い地点や過去に自動車騒音について苦情申立があった箇所などを対象として毎年調査を実施している。

○環境基準(※1)達成状況

区 分	4 年度	3 年度	2 年度
調査地点数	6	6	6
全時間帯(昼間・夜間)達成地点	5	4	4
一部時間帯未達成	0	2	2
全時間帯未達成	1	0	0
要請限度(※2)	0	0	0
超過地点	0	0	0

※1 人の健康を保護するうえで望ましい基準値

※2 騒音規制法第 17 条の規定に基づき、関係機関(道路管理者又は公安委員会)に対して、対策の要請等ができる基準

◆環境騒音調査

一般地域の騒音に係る環境基準の達成状況を経年的に把握するとともに、騒音対策を推進するための基礎資料を得るため、市内を代表する地点を対象に、昭和 57 年度から毎年調査を実施している。

○環境基準達成状況

区 分	4 年度	3 年度	2 年度
調査地点数	6	6	6
全時間帯(昼間・夜間)達成地点	6	6	6
一部時間帯未達成	0	0	0
全時間帯未達成	0	0	0

◆磐越自動車道騒音調査

高速自動車道の沿道における騒音等の実態を把握し、今後の騒音防止対策の基礎資料を得るため、平成 4 年度から毎年調査を実施している。

また、東日本高速道路株式会社に対する騒音対策の要望活動についても、県と合同で実施している。

○環境基準達成状況

区 分	4年度	3年度	2年度
調査地点数	1	1	1
全時間帯（昼間・夜間）達成地点	1	1	1
一部時間帯未達成	0	0	0
全時間帯未達成	0	0	0

○環境に関する苦情の年度別処理件数

区 分	4年度	3年度	2年度
大気汚染	13	9	7
水質汚濁	0	0	1
騒音・振動	12	10	5
悪臭	7	9	9
その他	1	0	2
計	33	28	24

◆環境放射線対策

福島第一原子力発電所の事故により、本市でも、市民への放射線による健康影響や農業などの産業への影響が不安視された。そのため市内の環境放射線詳細調査を実施し、その結果等を放射線の専門家である本市放射線管理アドバイザーに分析依頼したところ、「市民への健康影響は考えられない」との評価をいただき、平成24年6月に面的除染は行わない方針を決定した。

環境放射線対策としては、市民の安心感を確保するため環境放射線量を調査し、市政だより等で公表しているほか、放射線Q&Aのホームページへの掲載や、出前講座により、放射線に関する正しい情報を市民に提供している。

環境に関する苦情の状況

環境に関する苦情は、地域住民の生活環境に密着した問題の一つであり、その適切な処理は、生活環境の保全や公害紛争の未然防止のためにも極めて重要である。

このような観点からも、関係行政機関と協力して公害苦情の適切な処理に努めているが、近年の傾向として、近隣からの騒音や側溝の悪臭など、家庭生活から発生する生活型の苦情が多くなっているほか、野焼きや空き地の適正管理についての苦情も多い。

また、事業活動に伴って生じる苦情については、発生源となっている事業所に対して、適切な対策を指導している。

第2期環境基本計画

計画策定の目的

会津若松市では、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「会津若松市環境基本条例（平成9年3月制定）」に基づき、環境基本計画を策定することとしており、平成26年3月に「会津若松市第2期環境基本計画」を策定した。

第2期計画の主な特色

- ◆既存の「猪苗代湖水環境保全推進計画」「新エネルギービジョン」「バイオマス活用推進計画」及び新たに策定した「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の4計画を統合し、各計画の効果的かつ効率的な進行管理を図る。
- ◆数値目標を可能な限り明示した。
- ◆市民及び事業者の「環境配慮指針」を示した。
- ◆市民ワークショップや環境意識調査、「新エネルギー等検討会議」による意見等、市民や事業者からの意見を可能な限り取り入れた。

第2期計画の「望ましい環境像」

第2期環境基本計画の「望ましい環境像」は、前計画の基本理念を受け継いだ内容としながら、市民・事業者・行政が連携・協働して、自然環境と事業活動、日常生活とが調和した社会を目指すことに主眼を置き、以下のとおりとした。

土・水・緑 そして 人
共に創るスマートなまち
会津若松

計画の期間

計画の期間は、平成26年（2014年）度を初年度とし、10年後の令和5年（2023年）度を目標年度としている。

平成31年3月には、国や県などの動向をはじめ、市の諸計画やこれまでの取組の進捗状況等を踏まえ、より実効性が高いものとなるよう、計画の中間見直しを行い、「第2期環境基本計画（改訂版）」を策定した。

計画の基本目標と個別目標

「望ましい環境像」を達成するため、4つの「基本目標」と、基本目標の実現に向けた「個別目標」を定めた。

◆基本目標1

「きれいな環境で、安心して健康に暮らせるまちをつくる」

大気汚染、水質汚濁などは事業所ばかりでなく、日常生活からも発生しており、市民が健康で安心した生活をする上で支障となるものについては、未然に防ぐ必要がある。

そのため、事業者や市民が協力し、環境負荷の低減、環境悪化の未然防止などに取り組み、放射線量については今後とも継続的な測定と正確な情報の共有により、市民の不安感の払拭に努める。

個別目標

- 1 空気や水がきれいで安心して暮らせるまち
- 2 環境と生活スタイルが調和した快適なまち
- 3 放射能の不安のない安心なまち

◆主な数値目標と進捗状況（数値は改訂後のもの）

指標 (年度)	基準値 (H24)	実績値 (R4)	目標値 (R5)
水路への油漏れ事故等の件数	9件	8件	0件
汚水処理人口普及率	79.7%	88.4%	87.9%
放射線の影響を不安に感じる市民の割合	44.8%	市民： 18.3% 児童： 42.7%	0%

◆基本目標2

「緑豊かで、住んでいて心地よく、人と自然が共生するまちをつくる」

本市は、自然環境や水資源に恵まれた地域である。これらの森林や水辺には貴重な野生動植物や様々な生物が生育・生息していることから、貴重な自然環境を守り、生態系の多様性を確保する必要がある。

そのため、多様な生態系を守る活動を推進するとともに、市民との協働のもと、良好な環境の保全活動を推進し、人と自然が共生するまちをつくる。

個別目標

- 1 豊かな自然環境を守り、育てるまち
- 2 美しい里山と農地を守り、活かすまち
- 3 猪苗代湖の水環境を守り、次代に引き継いでいくまち
－猪苗代湖水環境保全推進計画－

◆主な数値目標と進捗状況（数値は改訂後のもの）

指標 (年度)	基準値 (H24)	実績値 (R4)	目標値 (R5)
森林施業面積	1,347ha	2,126ha	2,267ha
担い手に集積された農用地の面積割合	59.1%	80.4%	78% (R8)
猪苗代湖・流域清掃活動参加者数	514名	0名	600名

※令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響で清掃活動が中止された。

◆基本目標3

「地球温暖化を防ぐため、環境と事業活動が調和したまちをつくる」

－地球温暖化対策実行計画（区域施策編）－

豊かな自然や限りある資源を次世代に引き継ぐため、市民・事業者一人ひとりが省エネルギーを意識した行動に変え、再生可能エネルギーの導入を推進しながら地域全体としてエネルギーの効率の高い都市基盤を整備していくとともに、廃棄物を減らして温室効果ガスの排出量の削減に取り組むなど、市民・事業者・行政が一体となって環境と事業活動が調和したスマートなまちを目指す。

この基本目標3を「会津若松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」とし、市域全体の温室効果ガスを、基準年度である平成22年度の1,018.6千トンCO₂から、計画終了年度の令和5年度までに13.2%削減することを目指す。

個別目標

- 1 再生可能エネルギーの地産地消ができるまち
－新エネルギービジョン・バイオマス活用推進計画－
- 2 みんなでCO₂を減らすまち
- 3 再生可能エネルギーとICTを活用したまち
- 4 「もったいない」が息づくまち

◆主な数値目標と進捗状況（数値は改訂後のもの）

指標 (年度)	基準値 (H24)	実績値 (R4)	目標値 (R5)
一次エネルギー需要に占める再生可能エネルギーの供給量の割合	39% (H22)	63.2% (R1)	57%
各家庭における節電・節水等の省エネ取り組み率	76%	72.8% (H30)	100%
充電器設置数（一般家庭を除く）	6基 (H22)	45基	40基
1日1人あたりのごみ排出量	1,222g	1,229g	1,031g

◆個別目標4

「環境保全をともに学び、協働するまちをつくる」

本市の美しく豊かな自然などの誇るべき資源を後世に伝え、望ましい環境像を実現するため、市民・事業者・行政等は手を携え、環境に配慮した生活や事業活動などに積極的に取り組む必要がある。

それぞれの主体が環境保全活動に対する意識を高め、行動できるよう、環境教育・学習を推進し、主体間の連携を図り、協働して環境の保全・創造に取り組むまちを目指す。

個別目標

- 1 みんなで考え、みんな学ぶまち
- 2 協働の輪を広げ、環境にやさしいまち

◆主な数値目標と進捗状況（数値は改訂後のもの）

指標 (年度)	基準値 (H24)	実績値 (R4)	目標値 (R5)
環境教室参加者数	117名	64名	450名
公園等緑化愛護会数	84団体	72団体	85団体

※令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止された環境教室がある。

計画の推進体制

計画を推進し、望ましい環境像を実現するため、庁内における連携を強化することはもちろん、市民及び事業者との連携を強化し、統合的な推進を図る。

◆環境配慮指針（市民・事業者）

市民が日常生活を営むうえで、また、事業者が事業活動を行っていくうえでの、具体的な環境へ配慮した行動を「環境配慮指針」（ガイドライン）として示している。取り組みの難易度によって、ステップ1から3までに分かれており、取り組み状況を確認できるチェックシートとしても活用できる。

◆環境管理委員会（市役所内部の推進体制）

環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、全庁横断的な組織として、副市長を総括者とし部局長により構成する「環境管理委員会」を設置している。この委員会で市内部の連携及び取組の調整を図り、総合的に環境の向上と環境への負荷低減の取組を進める。

◆環境審議会（外部の調査・審議体制）

環境の保全に関する基本的事項等について調査審議するため、「会津若松市環境審議会」を設置している。

この環境審議会は、市民及び学識経験者等で構成されており、市は、環境の状況及び環境の保全について、この環境審議会に対して諮問を行い、意見等を求めていく。

清掃業務

一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）

◆一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）

一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」）とは、廃棄物処理法の規定に基づき、本市が循環型社会の形成を目指し、ごみの発生・排出抑制と適正処理を進めるために必要となる基本的な考え方や方向性を定めるものである。

計画の策定から5年が経過し、急激に変化・多様化する社会の中にあっても、「住みやすいまち」に欠かすことのできないごみ処理を継続して進めていくために、令和3年4月に計画の改訂を行った。

(1) 計画目標年度

平成28年度から令和7年度までの10年間とする。

(2) 基本方針

① 2Rの推進

リデュース（発生抑制）とリユース（再使用）に力を入れ、ごみの発生抑制を実現することで3R運動の更なる強化を目指す。

② 分別の徹底によるリサイクルの推進

リサイクルの推進により、ごみの最終処分量（埋立て量）の減量化を図り、ひいては財政負担の軽減と自然環境の保全を図る。

③ 市民・事業者との対話による相互理解の推進

市民一人ひとりが関心を持ち、日々の生活の中で実践していくため、対話の機会を増やし、ごみ減量化に向けた相互理解を深める。

ごみの減量化に向け、以上の基本方針により取り組みを推進していく。

(3) 計画目標～ごみを減らそう！プロジェクト970～

平成22年度を基準年とし、そこから生活系ごみを約20%、事業系ごみは約30%の減量化を目指す。

種別	指標	平成22年度実績	目標値
ごみの総排出量	一人1日あたりの排出量	1,222g	970g
ごみの資源化・最終処分量の削減	生活系ごみ排出量（資源物を除く）	640g	480g
	事業系ごみ排出量（資源物を除く） 一人1日あたり	299g	200g
	総リサイクル量	13,038t	13,000t以上

※1. 人口変動の影響を最小限とするため、一人1日あたりの量を基準とした。

※2. 東日本大震災の影響を勘案し、平成22年度を基準年度とした。

※3. 国の指針に基づき、統計指標を一部見直した。

(4) 重点目標の設定及び重点施策の追加（令和3年度～）

本計画の目標値「1人1日あたりの排出量970g」はそのまま据え置くこととし、その中に含まれる「燃やせるごみの排出量」を重点目標に定めた。

重点目標

★ 燃やせるごみの排出量 29,983t/年（82.1t/日）

○ 平成30年度の排出量41,269t/年に対して 27.3%の削減

【重点施策1】資源化品目の追加

【重点施策2】市民・行政との連携、協働の取組の推進

【重点施策3】ごみの見える化の推進

【重点施策4】事業系ごみの減量・資源化の啓発

(5) 令和4年度の実績

種別	指標	令和4年度実績	目標値との差
ごみの総排出量	一人1日あたりの排出量	1,229g	259g
ごみの資源化・最終処分量の削減	生活系ごみ排出量（資源物を除く）	643g	163g
	事業系ごみ排出量（資源物を除く） 一人1日あたり	312g	112g
	総リサイクル量	11,469t	1,531t
燃やせるごみの排出量	年間排出量	38,043t	8,060t

ごみ処理

生活系のごみ収集は、最終処分施設の延命、さらに資源の有効活用を図るため、8種15分別による収集を実施している。

原則としてステーション方式で収集する。各町内会で定めた場所に「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「資源物」に分別し、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「古紙類」は「ごみステーション」に、その他の「資源物」は「資源物専用ステーション」に排出する。「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」は、透明または半透明の袋に入れてから排出する。（袋の容量は45ℓまで）

なお、粗大ごみは申込制で戸別回収を行っている。また、古着は拠点回収を行っている。

収集回数については次のとおり。

分別区分		収集区域	収集頻度
8種	15分別		
(1) 燃やせるごみ	①燃やせるごみ	全区域	週2回
(2) 燃やせないごみ	②燃やせないごみ	旧会津若松市	毎月1・3・5・6週
		北会津町 真宮新町 河東町	毎月2・4週
(3) かん類	③スチール缶	旧会津若松市	毎月1・3・5・6週
	④アルミ缶	北会津町 真宮新町 河東町	毎月2・4週
(4) びん類	⑤無色びん ⑥茶色びん ⑦その他びん	旧会津若松市 北会津町 真宮新町	毎月2・4週
		河東町	毎月3・5週
		旧会津若松市	毎月1・3・5・6週
(5) プラスチック類	⑧ペットボトル ⑨プラスチック製容器包装	北会津町 真宮新町 河東町	毎月2・4週
		全区域	週1回
(6) 古紙類	⑩新聞紙 ⑪雑誌・雑がみ ⑫ダンボール ⑬紙製容器	旧会津若松市	週1回
		北会津町 真宮新町	毎月2・4週
		河東町	毎月1・3・5・6週
(7) 粗大ごみ	⑭粗大ごみ・リサイクル品	全区域	週1回
(8) 古着類	⑮古着	全区域	市の12施設に設置された回収ボックスにより回収

生活系ごみの収集運搬は市で、中間処理及び最終処分は一部事務組合の会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センターで行っている。

事業系ごみは、原則としてごみ排出事業者が廃棄物収集運搬業許可業者にその処理を委託するか処理施設まで直接搬入する方式をとっている。

◆ごみ処理手数料

- ・生活系ごみ 無料
- ・事業系ごみ（処理施設に搬入されたもの）
燃やせるもの 10kgにつき 80円
燃やせないもの " 170円
- ・犬ねこ等の死体処理 1体につき 1,040円
- ・犬ねこ等の死体収集 1回につき 1,040円
（令和5年4月1日現在・消費税を含む）

◆ごみの収集・運搬

○生活系ごみ（中間処理施設への直接搬入分含む）
（単位：kg）

区分	燃やせるごみ	燃やせないごみ	合計
4年度	24,774,800	1,780,030	26,554,830
3年度	25,181,030	1,839,840	27,020,870
2年度	26,187,760	2,027,710	28,215,470

○事業系ごみ（単位：kg）

区分	燃やせるごみ	燃やせないごみ	合計
4年度	13,036,130	9,990	13,046,120
3年度	12,999,370	14,990	13,014,360
2年度	13,234,680	16,390	13,251,070

○委託状況（令和5年4月1日現在）

区分	燃やせるごみ	燃やせないごみ	資源物
業者数	3社	1社	3社

◆ごみステーション美化事業

町内でごみステーションを新設又は改修した場合には、4万円を限度として経費の半額の補助金を交付する。

区分	件数	補助金交付額（円）
4年度	115	2,000,000
3年度	104	1,800,000
2年度	73	1,600,000

◆**収集運搬器材（直営）**（令和5年4月1日現在）

車種	積載量 (kg)	台数
パッカー車	2,000	2
ダンプカー	2,000	4
資源回収車	2,000	1

給食施設生ごみリサイクル事業

給食生ごみの減量の取り組みとして、平成23年度から、各給食施設から出される調理くずなどの生ごみを市内2ヶ所の堆肥化処理施設でリサイクルしている。

○**令和4年度実績**

指標	実績値
処理量 (kg)	84,535
小中学生の1人1月あたり 給食生ごみの排出量 (g)	913

し尿処理

し尿くみ取りは、旧会津若松市地域では市が民間業者へ収集を委託し、北会津町、真宮新町及び河東町の地域では許可を受けた民間業者（許可業者）が実施している。くみ取り後のし尿は、会津若松地方広域市町村圏整備組合で処理している。

◆ **旧会津若松市地域**

市が申込み受付し、利用者の希望に応じてくみ取りを行っている。手数料については、くみ取った量に応じた「従量制」で、市が徴収している。

○**し尿くみ取り実施状況**

区分	し尿処理量 (ℓ)	くみ取り件数 (件)	委託業者 (社)
4年度	10,114,790	37,560	2
3年度	10,527,028	39,267	2
2年度	12,565,800	42,114	2

◆ **北会津町、真宮新町及び河東町**

許可業者が申込み受付し、随時、くみ取りを行っている。くみ取り料金は、許可業者が利用者から直接徴収している。

○**北会津町、真宮新町のし尿くみ取り実施状況**

区分	くみ取り量 (ℓ)	くみ取り件数 (件)	許可業者 (社)
4年度	828,620	1,815	2
3年度	852,010	1,881	2
2年度	979,040	1,851	2

○**河東町のし尿くみ取り実施状況**

区分	くみ取り量 (ℓ)	くみ取り件数 (件)	許可業者 (社)
4年度	1,564,840	3,002	2
3年度	1,543,691	3,115	2
2年度	1,762,602	3,208	2

○**し尿くみ取り手数料(清掃手数料)**

洗浄水を利用する「簡易水洗トイレ」の普及により一人あたりのし尿くみ取り量が増加し、世帯毎のくみ取り量に較差が生じていることから、料金体系を、世帯人数による「定額制」から、くみ取った量に応じた「従量制」に変更した。

(平成29年10月)

<一般世帯>

種別	区分	手数料
基本料金	180ℓ まで	1,210 円
加算料金	180ℓ 以降、18ℓ 超えるごとに	120 円

※ 令和5年4月1日現在（金額は消費税を含む）

※ くみ取り頻度は利用者との協議による。

<事業所等>

種別	区分	手数料
基本料金	180ℓ まで	1,660 円
加算料金	180ℓ 以降、18ℓ 超えるごとに	160 円

※ 令和5年4月1日現在（金額は消費税を含む）

ごみの減量化

ごみ減量化推進事業

一般廃棄物処理基本計画におけるごみ排出量の削減目標達成のため、ごみ減量化施策の取組を着実に推進する。

特に発生抑制・再使用に力を入れ、3キリ運動（食材の「使いきり」「食べきり」「水きり」）及び出前講座等による意識改革の施策を優先的に推進し、併せて、リサイクルの各施策を推進するとともに、市内事業者へのごみの適正処理に係る啓発・指導を通じた事業系ごみの削減を図ることにより、1人1日あたりのごみ排出量970g（令和7年度目標）を目指す。

◆学校向け・社会人向け出前講座

ごみ減量やリサイクルの大切さを意識づけるため、市清掃指導員が小・中学校や町内会等へ出向き「ごみ減量・リサイクル講座」を実施している。

また、会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センターの施設見学に訪れた小・中学生に対しても啓発活動を行っている。

○令和4年度施設見学： 12団体 217名

施設・団体		受講者数
小学校	10	205
中学校	1	5
高校	0	0
一般	1	7

○令和4年度出前講座： 12団体 397名

施設・団体		受講者数
小学校	0	0
中学校	1	106
高校	1	19
一般	10	272

◆資源物回収(集団回収)

町内会、子供会等で市に登録した団体が資源物回収（古紙、空缶、空瓶等）を実施した場合、回収量に応じて奨励金（可燃物、不燃物とも3円/kg）を交付している。

また、市と協定を締結した業者が登録団体から資源物を回収した場合には、特別奨励金（可燃物、不燃物とも1円/kg）を交付している。

○令和4年度実施団体数：175団体

◆燃やせないごみからの有価物抽出事業

収集された燃やせないごみ及び粗大ごみ（不燃）を、会津若松再生資源協同組合に搬入し、金属類等の有価物を抽出し、売却している。

○令和4年度抽出量：787,060kg

◆ごみ減量化事業補助金

一般家庭から排出されるごみの減量化を図るため平成23年度から電動式生ごみ処理機、手動式や生ごみ処理容器（コンポスト）、家庭用堆肥枠の購入に対し補助を行っている。また、令和5年度より子育て支援枠を設けた。

さらに、町内会、子供会等の資源物回収実施団体に対し、資源物を一時的に保管できる場所として、資源物保管庫設置・改修費の補助を行っている。

補助額は次のとおり。

機種	補助額	子育て支援枠
生ごみ処理機	設置費用の4分の1以内の額。限度額10,000円	—
生ごみ処理容器 家庭用堆肥枠	設置費用の2分の1以内の額。限度額3,000円	設置費用の3分の2の額。限度額4,000円
資源物保管庫	設置・または改修費用の2分の1以内の額。限度額100,000円	—

※生ごみ処理機、生ごみ処理容器、家庭用堆肥枠は、購入する前に申請が必要。

※資源物保管庫は、設置又は改修する前に申請が必要。

○令和4年度実績

区分	電動式生ごみ処理機（件）	生ごみ処理容器（件）	家庭用堆肥枠（件）	資源物保管庫（件）
4年度	19	22	2	1
3年度	18	22	18	1
2年度	9	8	—	1

◆リサイクルコーナー

リユース（再使用）に関する市民の意識の高揚とごみの減量を図るため、家庭内で眠っているものや不

用になったもので再利用が可能なものを、収集・展示し、市民に無償で提供している。「リサイクルコーナー」はごみ処理場内にあり、平日の午前9時から午後4時まで開場している(12時から1時まで昼休み)。1世帯につき月1点まで利用することができる。

緊急減量化対策事業

会津若松地方広域市町村圏整備組合が建設する新ごみ焼却施設において、本市の排出割当量である「燃やせるごみの排出量(29,983 t/年)(82.1 t/年)」を、施設稼働の令和7年度までに減量を達成することを目的に事業を進めている。

令和3年4月に改訂したごみ処理基本計画に掲げた4つの重点施策「資源化品目の追加」、「市民・行政との連携、協働の取組の推進」、「ごみの見える化の推進」、「事業系ごみの減量・資源化の啓発」により、燃やせるごみを削減する。

○これまでの取り組み

取り組み	実施時期
・雑がみ専用保管袋と啓発チラシの配布(全世帯)	令和3年4月
・使用済小型家電回収イベントの実施(認定事業者荒川産業㈱との共催)	令和3年7月、11月、令和4年6月、10月
・古着の拠点回収開始	令和3年9月～
・ごみ情報紙「へらすべえ」の発行を開始	令和3年9月～ 毎年6月、9月、12月、3月発行
・町内会での市清掃指導員によるごみステーション立会い・排出説明を試行	令和3年12月(36町内会) 令和4年6月(80町内会)
・「事業系ごみガイドブック」の作成及び市内の排出事業者、許可事業者及び資源物回収業者(約620件)への送付	令和4年3月
・「全市一斉ごみ減量運動」の開始	令和4年9月～ (毎年6月と9月を運動期間として実施)
・生ごみ削減モニターの実施	令和4年10月～12月

・事業系燃やせるごみの組成分析実施	令和4年5月、8月、11月、2月
・区長会におけるごみ・分別減量説明会(11地区)実施	令和4年6月～
・違反ごみ等見守りカメラシステムの運用開始	令和5年3月～

不法投棄防止対策

平成7年度から、監視員制度を設け、16名の監視員が担当地区を定期的に巡回し、不法投棄の防止及び早期発見に努めている。

環境美化推進事業

平成6年度から、清潔で快適な生活環境を保全、整備するとともに、良好なまちづくりの推進及び市民の自主的な環境美化への取り組みを支援するため、市内18地区に設立されている環境美化推進協議会に対し補助金を交付しており、補助額は、1地区15万円を限度額としている。

また、市委嘱による33名の生活環境保全推進員が、担当地区を定期的に巡回し、ポイ捨て、犬ふん放置等に対する指導、啓発活動等を行い、生活環境の保全に努めている。

会津若松市斎場・大塚山墓園・市営墓地

会津若松市斎場

◆施設概要

敷地面積	斎場 2,866.10㎡、駐車場 1,611㎡ 計 4,477.10㎡
建物	告別ホール、炉前ホール、収骨ホール、待合ホール、 待合室 4 部屋、事務室、作業室など、 計 1,241.23㎡
火葬炉	普通炉 4 基、大型炉 2 基、汚物炉 1 基
駐車場	収容台数 46 台

◆利用状況

区分	4 年度		3 年度		2 年度	
	市内	市外	市内	市外	市内	市外
大人	1,693	540	1,574	497	1,511	458
小人	1	0	1	1	2	0
死産児	13	4	15	2	13	2
産汚物 (産婦1人分)	96	73	82	63	83	65
合計	2,420		2,235		2,134	

◆使用料

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

●火葬炉

区分	本市に住所 を有する者	本市に住所 を有しない者
大人(12 歳以上)	5,000 円	40,000 円
小人(12 歳未満)	3,000 円	24,000 円
死産児	1,800 円	16,000 円
産汚物(産婦 1 人分)	300 円	2,000 円

◆補助制度

経済的に困っている方を対象として、斎場利用の際に使用する棺及び骨箱等、搬送車の運行に関する補助金交付制度を運用しています。補助の交付決定を受けると、葬儀にかかる費用に対して最大で 27,000 円の補助を市から受けることができます。

大塚山墓園

◆事業の概要

総面積	236,000㎡ (S47.11.21 都市計画決定)
事業面積	79,000㎡ (S48.5.1 都市計画事業認可決定時)
着工年度	用地買収 昭和 39 年度 墓地造成 昭和 57 年度

◆施設の概要

供用面積	89,100㎡
造成区画数	3,190 区画
事業費	総額 683,999,869 円 墓地造成工事 302,591,860 円 (昭和 57～平成 18 年度)
公園施設	広場、園路
管理施設	管理棟、駐車場、四阿、園灯
給水施設	水飲場 (9ヶ所)

◆永代使用料及び管理料 (令和 5 年 4 月 1 日現在)

永代使用料	1 区画(4㎡)	140,000 円
管理料	1 区画(4㎡)	年額 5,280 円

真宮墓地公園

◆施設の概要

造成区画数	148 区画(うち市有墓地 1)
管理施設	駐車場、四阿
給水施設	水飲場 (1ヶ所)

◆永代使用料及び管理料 (令和 5 年 4 月 1 日現在)

永代使用料	1 区画(4㎡)	120,000 円
管理料	1 区画(4㎡)	年額 2,200 円

一本木墓園

◆施設の概要

造成区画数	144区画(うち市有墓地2)
管理施設	駐車場、トイレ、ブランコ
給水施設	水飲場(1ヶ所)

◆永代使用料及び管理料 (令和5年4月1日現在)

永代使用料	A区画	1区画(4.50㎡)	45,000円
	B区画	1区画(5.20㎡)	52,000円
	C区画	1区画(5.94㎡)	59,400円
	D区画	1区画(8.40㎡)	84,000円
管理料	A区画	1区画(4.50㎡)	年額1,845円
	B区画	1区画(5.20㎡)	年額2,132円
	C区画	1区画(5.94㎡)	年額2,435円
	D区画	1区画(8.40㎡)	年額3,444円

冬木沢墓園

◆施設の概要

造成区画数	367区画(うち市有墓地2)
管理施設	駐車場、トイレ、四阿
給水施設	水飲場(1ヶ所)

◆永代使用料及び管理料 (令和5年4月1日現在)

永代使用料	A区画	1区画(4.50㎡)	216,000円
	B区画	1区画(6.00㎡)	288,000円
	C区画	1区画(6.00㎡)	288,000円
	C区画	1区画(9.00㎡)	432,000円
管理料	A区画	1区画(4.50㎡)	年額4,680円
	B区画	1区画(6.00㎡)	年額6,240円
	C区画	1区画(6.00㎡)	年額6,240円
	C区画	1区画(9.00㎡)	年額9,360円

大塚山納骨堂

市営墓地の残数減少の補完及び核家族化や少子高齢化など、多様化する現代の墓地への要望に応えるため、大塚山納骨堂を設置した。

◆施設の概要

面積	敷地面積	5,181.70㎡
	床面積	197.20㎡
建物	構造：鉄筋コンクリート造(一部鉄骨) 主な施設：礼拝室、納骨室、参拝所ほか	
収蔵数	期限付納骨壇	600基
	永年合葬室	900基
竣工	平成21年3月	

◆使用料 (令和5年4月1日現在)

期限付納骨壇	89,040円(一体)
永年合葬室	52,380円(一体)
生前登録(永年合葬室)	52,380円(お一人)

※管理料はなし。

防 災

情報伝達

気象情報や避難情報等を防災情報メールをはじめ、各種情報伝達手段を用いて情報発信を行っている。

今後も重層的な情報伝達手段の構築に努めていく。

●情報伝達手段の種類

- ・防災情報メール（あいべあ）
- ・緊急速報メール（エリアメール）
- ・ホームページ
- ・防災速報アプリ
- ・エフエム会津
- ・SNS（Twitter、Facebook）
- ・災害時電話発信サービス
- ・テレビ（データ放送含む）

※上記のほか、市広報車や消防団による広報を行う。

自主防災組織

市では、災害から地域を守るために、地域の方々が日頃から連携することを目指し、町内会等による、自主防災組織（地区による防災組織）の設立に向けた活動を支援している。

●自主防災組織設立補助金

◎対象…町内会等の単位で活動する団体

◎対象経費…組織設立のための活動経費（防災資機材の整備、地区防災マップ作成費など）

◎補助上限…1団体につき10万円を上限に1回限り（内訳：5万円＋世帯割「1世帯500円で上限5万円」）

※複数町内会等による合同で実施される場合は、世帯割の上限を「1世帯500円で上限10万円」となります。

出前講座

市では、防災知識の普及や意識啓発などを目的とし、市の職員が講師となって講義や説明を行う「生涯学習出前講座」を開催している。

●出前講座メニュー

①わが家の防災対策

- ・災害から身を守る
- ・マイ・タイムラインの作成について
- ・自主防災組織について
- ・防災情報メール（あいべあ）の登録方法について

②シミュレーションによる地域と防災

- ・クロスロード
- ・避難所運営ゲーム

空 家

相談・現地調査

近隣の生活環境に悪影響を及ぼすような空き家について、町内会や関係団体等の協力のもと、所有者による適正な管理が図られるよう取り組みを行っている。

また、町内会や市民の方から提供いただいた空き家に関する情報については、その後に実態調査を行った上で、データベース化し適正に管理しており、毎年、各町内会とも共有している。

●市内の空家件数一覧(令和5年4月1日現在)

集計年月	令和5年4月
A	848
B	631
C	89
D	20
Dのうち特定空家件数	10
合計件数	1,588

空家等改修支援事業

◆事業概要

会津若松市空家等対策計画（以下「計画」という。）に基づき、安心安全なまちづくりと居住環境の改善、さらには地域の活性化を図るため、空家等について改修し、その利活用を行おうとする者に対し、その改修に要する費用の一部について、補助を行う。

◆対象事業

- ・地域の活動拠点や地域活性化に関する施設の設置（高齢者サロン、子育て支援、宿泊・交流施設等）
- ・会津地域以外からの移住（転入して1年以内の方も含む）

◆対象者

- ・次の全てを満たす個人か事業者
- ・空家を所有しているか、購入または貸借する
- ・空家の相続人
- ・5年以上事業を継続するか定住する意思がある

◆対象家屋

- ・次の全てを満たす空家
- ・市内に所在する1年以上使用実績のないもの
- ・同一敷地内において居住の実態がないこと
- ・所有者や相続人が複数いる場合、該当者全員から同意を得られていること

◆補助金額

- ・対象工事費の2分の1
- ※限度額は70万円
- ※新婚世帯、子育て世帯の場合、最大30万円を加算（世帯要件あり）

空家等解体撤去支援事業

◆事業概要

会津若松市空家等対策計画（以下「計画」という。）に基づき、安心安全なまちづくりと居住環境の改善、さらには地域の活性化を図るため、空家等を除却する方に対し、空家等の除却費用の一部について、補助を行う。

◆対象事業

適正に管理されていない空家等の除却。

◆対象者

- ・次に掲げる項目のいずれにも該当する者
- ・空家の所有者または相続人
- ・所有者等から解体撤去について同意を得た人

◆対象家屋

- ・次の全てを満たす空家
- ・市内に所在する1年以上使用実績のないもの
- ・同一敷地内において居住の実態がないこと
- ・市の定める判定基準表のうち2項目以上に該当
- ・所有者や相続人が複数いる場合、該当者全員から同意を得られていること
- ・抵当権が設定されていない空家（当該権利者が解体撤去に同意している場合はその限りではない）

◆補助金額

- ・対象工事費の5分の1
- ※限度額は30万円
- ※申請者が会津地域以外からの移住者で、解体撤去後に新築する場合、または解体撤去後、地域の活性化に資する公共性及び公益性のある取組を行う場合は、最大20万円を加算
- ※5年以上の定住又は事業継続を行うこと

啓発活動

①空家予防に関するチラシの作成、配布

- ・固定資産税納税通知書に「建物等の所有者及び管理者の皆様へ」同封配付（5月）
- ・チラシ「あなたの空き家大丈夫ですか？」（9月）（企業協働 広告付チラシ）

②空家相談会の実施

現在、空き家を所有又は管理されている方のほか、今後、自宅や実家が空き家となる見込の方を対象とした相談会を開催し、空き家の売買や空き家バンクへの登録促進及び空き家の未然発生防止を図る。

【対象者】

- ・現に空き家を所有している者
- ・将来、所有する建物が空き家になると思われる者
- ・相続等により空き家の所有者となる可能性のある者